保護者 様

豊橋市立多米小学校長 酒井 憲一

## 豊橋市立小中学校における携帯電話の取り扱いについて

これまで、豊橋市では市内小中学校へ通う児童生徒が、学校へ携帯電話を持ち込むことは、学校の教育活動に直接必要のないものであることから、原則禁止としてきました。文部科学省の通知においても小学校、中学校ともに「学校へ携帯電話を持ち込むことは原則禁止すべき」と判断しており、本市としましても、今後も、携帯電話の持ち込みの原則禁止の方針に変わりはありません。しかしながら、保護者の中からは、登下校時の安全確保の観点から、その必要性を訴える声も届いております。今後、各学校が例外的に持ち込みを認める場合には、学校から提示される一定の条件について、保護者との合意がなされ、必要となる環境整備や措置を講じていくこととなります。

このことをご理解いただき、学校の登下校時にお子さんに携帯電話を持たせる必要があるとお 考えの場合には学校へご相談ください。

> 担 当 多米小学校(教頭)神谷 勤 電 話 0532-62-6167

申請を希望される保護者の方へ

保護者の責任のもと、以下の取り扱いに関するルールを守る等、適切に使用することを守って いただきます。

- 1 登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルール
  - (1) フィルタリングを必ず設定します。
  - (2) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定します。
  - (3) 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急 の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、手に取って操作しません。
  - (4) 校内では、学校が指示する方法で携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、教員の許可があるとき以外は、決してかばんから出しません。
  - (5) 災害などの緊急時以外で、保護者から児童生徒の携帯電話への連絡はしません。
- 2 登下校中や学校での携帯電話の管理について
  - (1) 校内での携帯電話の保管は、自己責任とします。
  - (2) 校内及び登下校中での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負いません。
- ※上記1(1)~(5)の事項について、お子さんが守ることができなかった場合は、学校で一時預かり、保護者の方に直接返却します。返却時に、保護者の方とお子さんとともに、上記1について改めて確認させていただきます。

なお、お子さんが取り扱いに関するルールを守ることを約束できない場合は、改めて市の方 針に従っていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

> 担 当 多米小学校(教頭)神谷 勤 電 話 0532-62-6167

## 携帯電話持ち込み申請書

令和6年 月 日

豊橋市立多米小学校 校長 酒井 憲一 様

	年	組	番	児童	(生徒)	名	
--	---	---	---	----	------	---	--

下記の理由から、携帯電話の持ち込み許可をいただきたく申請します。

○許可申請理由
<ul><li>○許可申請期間</li><li>令和6年 月 日 ~ 令和7年3月31日まで</li></ul>
〇機種名 色等

## ○持ち込みの条件

- 1 登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルール
  - (1) フィルタリングを必ず設定します。
  - (2) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定します。
  - (3) 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急 の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、手に取って操作しません。
  - (4) 校内では、学校が指示する方法で携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、教員の許可があるとき以外は、決してかばんから出しません。
  - (5) 災害などの緊急時以外で、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしません。
- 2 登下校中や学校での携帯電話の管理について
  - (1) 校内での携帯電話の保管は、自己責任とします。
  - (2) 校内及び登下校中での破損・紛失・盗難等に関して、保護者の責任において対処します。

以上の条件を子どもに守らせ、責任をもって管理・指導します。

- 47.4 7 0	
保護者名	印